

3. 福島県教育センター条例及び組織規則

○福島県教育センター条例

(昭和46年3月20日 条例第26号)

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育の振興及び充実を図るために、福島県教育センター(以下「教育センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 教育センターは、福島市瀬上町字五月田16番地に置く。

(事業)

第3条 教育センターは、次に掲げる事業を行なう。

1. 教育関係職員の研修に関すること。
2. 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
3. 情報処理教育に関すること。
4. 教育相談に関すること。
5. 教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用に関すること。

6. 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 教育センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののはか、教育センターの管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1. この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2. 福島県教育研究所条例(昭和32年福島県条例第八号)及び福島県理科教育センター条例(昭和40年福島県条例第6号)は、廃止する。

○福島県教育センター組織規則

(昭和46年3月23日 教育委員会規則第5号)

最終改正

(組織)

第1条 福島県教育センター(以下「教育センター」という。)に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	係
事務部	
学校経営部	経営研究係 教育研究係
学習指導部	学習指導係
科学技術教育部	理科教育係 技術・家庭科教育係 情報処理教育係
教育相談部	相談研究係 教育相談係

(事務分掌)

第2条 教育センター各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

1. 事務部

- (1) 所属職員の給与及び服務に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 予算の經理に関すること。
- (4) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 財産の管理に関すること。
- (6) 物品の出納及び管理に関すること。
- (7) 宿舎の管理運営に関すること。
- (8) 各部との連絡調整に関すること。
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、他の部に属さない事務に関すること。

2. 学校経営部

- (1) 学校経営の調査、研究及び研修に関すること。
- (2) 教育研究方法に関する調査、研究及び研修に関すること。
- (3) 教育工学の調査、研究及び研修に関すること。
- (4) 研究の企画及び調整に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用に関すること。